

2021年3月10日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から
今回の事業撤退までの経緯に関する補足説明

当社は、連結子会社である株式会社トレードセブン（以下、「T7」といいます。）の当初グループ化から事業撤退に至るまでの経緯について2021年2月15日付、2021年3月10日付にて東証適時開示を行いました。経緯の詳細につきまして、以下の通り補足説明をさせていただきます。

2016年1月26日、長年経営不振の状況が続いていた当社は、経営改革の一貫として筆頭株主からの要請の下、網屋信介氏（以下、「網屋氏」といいます。）に当社の代表取締役社長に就任していただきました。それは、網屋氏の投資銀行・金融業界及び衆議院議員としての経歴から、経営者として社会規範・法令・規則等に則り、株主・国民の皆さまから信頼される健全な社会常識及び論理感覚を持ち、誠実かつ公平に業務を遂行する経営者であることを信じたためであります。

これに備え、網屋氏側要請により、網屋氏が代表を務める株式会社エス・イー・コンサルティング（以下、「SAコンサルティング」といいます。）の代表取締役も網屋氏が継続的に兼任できるようにするため、譲渡価額100万円で当社の100%子会社化すると同時に、同額の100万円で網屋氏が買い戻しを行えるという契約内容で、2015年11月27日にSAコンサルティングを当社100%子会社化することを当時の取締役会で決定いたしました。

また同時期に、当社はSAコンサルティングを通じて、株式会社BISSホールディングス（以下、「BISSホールディングス」といいます。）及びその子会社2社、株式会社ビートレーディング（以下、「Bトレーディング」といいます。）ならびにT7の紹介を受けました（注1：Bトレーディングはその後BISSホールディングスに吸収合併され消滅し、BISSホールディングスが商号を「株式会社ビートレーディング」に変更して現在に至っております。）。

2016年1月27日、網屋氏が当社臨時株主総会決議により当社取締役に選任され、同日の当社取締役会にて当社代表取締役社長に選定されました。

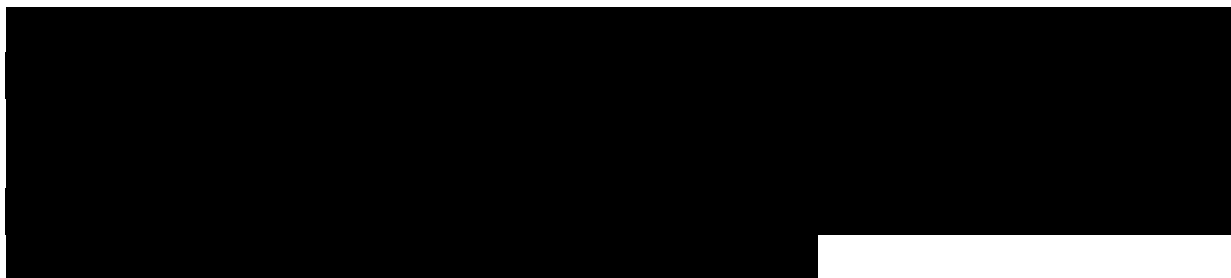
2016年3月11日、当社はSAコンサルティングの網屋氏より紹介を受けたT7の株式を引き受けることによりT7を持分法適用関連会社化しました（第三者割当増資）。同時にT7からの要請で、リスク分散を図れる小口の質事業展開を目的とする資金としてT7に7億円の融資（以下、「本債権」といいます。）を実行しました。しかし、融資実行直後にT7は上記説明のとおり親会社にあたるBISSホールディングス1社に対して本債権と同額の7億円の質貸付（以下、「本質貸付」といいます。）を実行していました。

本質貸付は、網屋氏が当社取締役会における本債権実行日及び本債権決議承認日の前日に T7 の取締役に就任し、あらかじめ T7 取締役会において本質貸付議案を可決させることによって本債権をもって本質貸付を実行するに至っていることから、当社の現代表取締役アンセム ウォン（当時は当社の執行役員副社長）（以下、「アンセム社長」といいます。）が本質貸付の保全性の問題や不明瞭な経緯に気付き、問題視をしておりました。

〈具体的な問題点は下記のとおりです。〉

1. 網屋氏は、当社が T7 をグループ会社化及び T7 に対する本債権を実行した 2016 年 3 月 11 日の前日である同月 10 日に T7 取締役に就任し、同日に本質貸付に係る稟議を得て、同月 16 日に本質貸付を実行した後、同 5 月 26 日に T7 の取締役を辞任するに至っております。

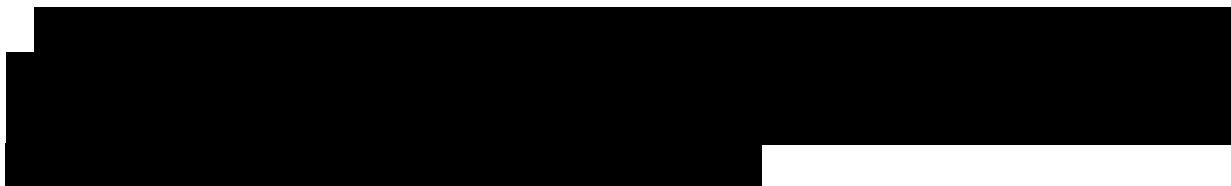
訂正前：



訂正後：

その後、アンセム社長は、①本債権の実行は実質的に利益相反行為に該当すること、②本債権の実行に当たっては重要な事実を開示して T7 の取締役会の承認を受ける必要があるところ、取締役会承認決議の存在が確認できないこと、③BISS への本質貸付については、押印のない取締役会決議議事録が作成されていたものの、奥監査役取締役会の出席の事実はなく議事録の内容の取締役会決議は存在しないこと、④実際には 2016 年 3 月 10 日付の取締役間の稟議書のみをもって本質貸付が実行されていることを認識するに至りました。また、上記①～④の事実を踏まえて、アンセム社長は、BISS ホールディングスが T7 に派遣した 2 名の取締役（齋藤博行代表取締役、谷口亮取締役）とともに網屋氏が本債権の実行の稟議に加わった点に重大な疑問があることを認識するに至り、当社取締役間で協議した結果、同年 5 月 26 日付 T7 株主総会において、網屋氏の T7 の取締役の退任及びアンセム社長の T7 の取締役の就任が承認可決されました。

訂正前：



訂正後：

このような経緯に基づき、当社は、本債権ならびに T7 の本質貸付の実行の背景には、T7 における手続の不備といった不適切な事実が確認されており、当社は重大問題と認識しております。

2. また、網屋氏は、同 3 月 11 日の当社取締役会における T7 に対する 7 億円の貸付議案の承認決議時において、自身が本債権の実行の相手方である T7 の取締役であることを報告せず、また、利益相反取引行為に当たることを考慮して当社の当該決議時に参加しないこともあり得たにもかかわらず、議長として決議に参加しておりました。また、当社における決議承認日時点で既に T7 より BISS ホールディングスに本質貸付を行うことが決定したにもかかわらず、当社取締役会において網屋氏から本質貸付に関する言及は一切なく、貸付の用途は、T7 は優良な（小口分散）質事業に本融資資金を使用するものであると説明しておりました。当初の契約では T7 が 1000 万円以上の本質貸付を行う際、当社の許可が必要になっておりましたが、当社取締役会決議承認後の翌営業日に、網屋氏の独断で T7 から BISS ホールディングスに対する 7 億円の融資申請を許可いたしました。
3. 本債権の実行に当たって T7 から当社に対して提出された T7 の質事に関する事業計画には、BtoB 及び BtoC 取引において「月利 9%、年利 108%の高収益性モデル」を謳っていましたが、その直後に実行された本質貸付の質契約書に定められた利息は月利 2.25%であり、事業計画で説明されていた月利に比べて相当に低い金額です。また、T7 から買取サービス、質預かり、同業者貸付等の多様なサービスを組み合わせて提供することを想定した事業計画が示されていたため、本債権の実行による貸付金の全額を BISS にのみ貸し付けることを当社は想定しておりませんでした。さらには、質契約書上質物たる BT の全株式が流質になれば、一度に現金たる貸付金全額を失い、返済期限も設定されていないために、T7 において質営業の多様なサービスを展開することは実質困難になります。このようなリスクが高く、またリターンの低い BISS への本質貸付は、事業計画の目的には全く沿っていない取引であったと考えております。

訂正前：

[Redacted text]

訂正後：

3.

訂正前：

[Redacted text]

訂正後：

さらに、当社の調査の結果、SA コンサルティングが当社の 100%子会社になってから、2017 年 2 月 17 日付で全株式を買収当時と同額の 100 万円で網屋氏の親族（網屋氏本人からは従兄弟だと確認しております。）が経営する有限会社フォーティに譲渡するまでの間、BISS ホールディングス・B トレーディングから、「顧問契約書」に基づき、年利換算で本質貸付金額の 3.6%に当たる月額 210 万円の金銭を 2016 年 4 月頃から 11 ヶ月間（総額 2,310 万円）受領していることを確認しております。また、この顧問契約書の契約期間は 3 年間（2019 年 3 月末日まで）とされており顧問料の総額は 7,560 万円となっているため、網屋氏の親族である四禮正明氏が経営する有限会社フォーティ（代表取締役：四禮静子氏）に売却した後も顧問契約を中途解約しない限りは、顧問料の支払いを受けていたということになります。加えまして、網屋氏および当社元取締役で SA コンサルティング出身の高瀬尚彦氏（以下、「高瀬氏」といいます。）は 2017 年 2 月 17 日の網屋氏親族の経営会社への譲渡までの間、SA コンサルティングからそれぞれ、5,381,240 円、7,985,000 円（合計 13,366,240 円）の受領をしていることを確認しております。この金銭受領の詳細は以下の内容の通りです。

網屋氏・高瀬氏 SA コンサルティング報酬支払履歴

SA コンサルティング連結子会社期間

単位：円

	網屋氏	高瀬氏	計
'2016 年/1 月	772,060	321,000	1,093,060
2 月	772,060	321,000	1,093,060
3 月	772,060	321,000	1,093,060
4 月	772,060	1,211,000	1,983,060
5 月	229,300	1,211,000	1,440,300
6 月	229,300	1,400,000	1,629,300

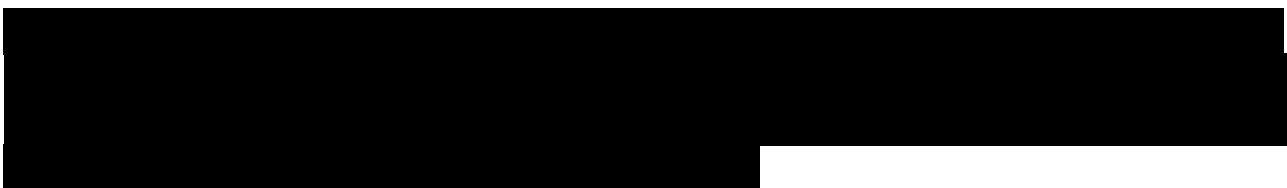
7月	229,300	400,000	629,300
8月	229,300	400,000	629,300
9月	229,300	400,000	629,300
10月	229,300	400,000	629,300
11月	229,300	400,000	629,300
12月	229,300	400,000	629,300
'2017年/1月	229,300	400,000	629,300
2月	229,300	400,000	629,300
計	5,381,240	7,985,000	13,366,240

また、SAコンサルティングの登記簿謄本によると、網屋氏自身は2018年5月28日にSAコンサルティングの取締役を辞任しましたが、現在も対外的にSAコンサルティングのメールアドレスを使っていますし、2021年3月31日に開催されたSAコンサルティングの株主総会には網屋氏が出席していることを確認しております。当社前取締役・T7前取締役会長・ABF前代表取締役である高瀬氏が現在も取締役として在籍しております。

なお、当社がSAコンサルティングを売却した後も両名がSAコンサルティングから何らかの収入を得ているか否かについては、当社としては確認する手段がなく、断言をすることができません。

網屋氏は、当社の代表取締役就任の直後から、網屋氏の個人的な関係先であるBISSホールディングス及びその子会社であるBトレーディングに対し、同じく同系列であるT7を通じて7億円という質貸付を行っておりました。

訂正前：



訂正後：

くわえて、本取引で BISS ホールディングス系列 3 社に対して前述のような取引を行われていましたが、これら取引の全容について当社取締役会へ報告されておりました。

そのため、このたび当社は真実を開示させていただきました。

その後も、当社は T7 に追加的な短期融資を数回にわたり実行いたしました。その背景には、

訂正前：

[Redacted text]

訂正後：

当社代表取締役の地位を利用して融資を実行していたからであります。当社側としては、本債権は網屋氏の私的な関係性が背景になっており、本人の存在なしでは回収ができないものと認識し、黙認せざるを得なかった事実がございます。

昨年 10 月の当社第三者割当増資の際、筆頭株主から網屋氏に対し、増資引き受け前に本債権 7 億円の元金回収を行うよう、強い要求がありました。しかし、「本債権は法的に有効な質貸付債権であり、BISS ホールディングスが約定金利を支払い続けている限り、本質貸付債権の返済期限は永久に到来しない。」との指摘を網屋氏より受けました。たしかに本債権は有効であり、債務者は当社の要求に応じる義務もないため、回収には至りませんでした。他方で、資金調達をしなければ会社の死活問題となる深刻な状況だったため、株主からの強い要求を踏まえて、網屋氏は、「質貸付という形態では、元金の回収はもちろん、証券化、または第三者に譲渡することも不可能であるため、債権の保全性及び回収性が高まる債権担保融資に貸し換える」旨の提案を行いました。当社はこの提案を受け、あくまでも最低限の債権の保全を目的として、返済期限のない質貸付から返済期限のある債権担保貸付に変更するべく、網屋氏の指示に従い、貸金業を営む当社連結子会社の株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス（現アジアビジネスファイナンス株式会社、以下「ABF」といいます。）（当時の代表取締役は網屋氏の会社 SA コンサルティング出身の前出の高瀬氏）が本債権を債権担保貸付でファイナンスし、移管させました。しかしながら、ABF 移管後の本債権の返済期限は網屋氏によって最大 10 年まで延長可能と設定されたため、元本の全額回収が引き続き困難となる状況には変わりありません。

訂正前：

[Redacted text]

訂正後：

なお、上述の取引のほかにも、2016年3月のT7の当社グループ化以来、網屋氏が代表取締役を兼務していた株式会社SAコンサルティング、網屋氏が理事を務めていた一般社団法人日本中小企業金融サポート機構、合同会社アドバイザー、株式会社インクリージング・アソシエイツ、D-LIGHT株式会社、株式会社BISSホールディングス、株式会社ビートレーディング及びT7に関する、現経営陣から見て企業倫理上不適切と考えられる取引が多数確認されており、それに関する不適切な会計処理が行われていたのではないかと疑義が発覚したため、当該不適切な会計処理の事実関係の解明及びその原因分析、並びにそれに類似する取引の有無の調査を行う必要が生じ、これらの全容解明のために、当社は、顧問弁護士による事実関係の確認及び法的分析を踏まえて、現在は第三者委員会を設置して調査を続行しております。

2020年10月30日に実施された本債権のABFへの移管の条件の一環として、網屋氏において当社代表取締役に就任している限りは、本債権を回収し、または証券化による第三者への売却等あらゆる方法を実施するとの約束がなされておりましたが、その後も回収の目途は全く立っておりませんでした。

ABFへの移管後間もなく、2020年11月16日の当社取締役会において、網屋氏は健康問題を理由にして代表取締役辞任の意向を当社取締役会に提出いたしました。当社取締役会は却下し、本債権の元本回収に注力するよう促しました。しかしながら、翌週の11月24日には辞任は正当な権利だと主張し、代表取締役辞任を強行したため、アンセム社長の就任に至るまで、1ヶ月以上代表取締役社長が不在となる空白期間を作ることとなりました。このような状況を継続するわけにはいかず、同12月24日、網屋氏が2021年1月末に当社取締役を辞任するまでの間に本債権を回収・売却するという前提で、アンセム社長が代表取締役に就任し、現経営体制が発足いたしました。

その後も網屋氏の対応は変わることがなく、2021年1月16日には2月以降に新たに「アイ・ティー・エス・ジャパン」の顧問に就任するために、当社取締役も辞任する旨をアンセム社長に伝えられ、同月22日の取締役会にて無報酬で当社の非常勤相談役としてビートレ債権の売却・償還を進める意向を示して1月末に当社を去りました。本債権7億円回収の最終期限であった同1月31日までに責任を果たすことはありませんでした。

網屋氏は、同2月2日、自身と本債権との関係性を否認し、本件についてはBトレーディングの池田税理士に聞いてほしい旨、また、同2月5日、当社が仮に本件に関して弁護士に調査依頼をした場合、無駄な経費使いを理由にして、アンセム社長に対して株主代表訴訟を提起する旨をアンセム社長宛に連絡しました。また、同2月15日の「株式会社トレードセブンの事業撤退に関するお知らせ」を開示した翌日の16日に網屋氏の代理人弁護士から、本債権については網屋氏に直接ではなく代理人経由で連絡するように、また、同2月25日、本件以外でも網屋氏に連絡しないようにとの要請を受けたため、今日に至るまで当社は代理人弁護士を経由して網屋氏に対し事実確認や責任追及等を行ってまいりました。

そのほか、T7とBISSホールディングス及びBトレーディングとの間に、3,600万円に上る架空のコンサルティング契約書、その他同類多数の契約書が見つっております。T7とBISSホールディングスの間で本貸付実行前の時点では、経営指導料として月額10万円が支払われていましたが、この経営指

導料が本貸付等の実行を機に 2016 年 4 月 1 日から 55 万円に増額し、2017 年 4 月 1 日には 6 年間分の委託料を一括払いしており、支払額、支払方法が大きく変更されております。T7 に、当時は BISS ホールディングスから経営指導を受けた実態はないこと、また増額した理由も存在しないことを確認しております。

2021 年 2 月 15 日付適時開示のとおり、T7 の業績が順調に推移していたなどという事実はなく、元々債務超過の状態にあったが、その後も改善の状態は見られず、事業清算することに至りました。

網屋氏が代表取締役を兼務していた株式会社エス・エー・コンサルティング、網屋氏が理事を務めていた一般社団法人日本中小企業金融サポート機構、合同会社アドバイザー、株式会社インクリージング・アソシエイツ、D-LIGHT 株式会社、株式会社 BISS ホールディングス、株式会社ビートレーディングと T7 との間にも同類多数の契約書が見つかっております。

2021 年 2 月 15 日付適時開示のとおり、T7 の事業撤退の手續に加えて、当社は今後もその不透明な資金の流れについて引き続き調査を継続いたしますので、新たな事実が判明出来次第、随時お知らせいたします。

T7 から BISS ホールディングスへの本質貸付を実行するために本債権を実行したとすれば、網屋氏が行ったこれら一連の行為は許容されるべきものではなく、強く網屋氏に抗議するつもりであります。これらの一連の行為に対する責任として、現在の本債権の元金回収や、架空取引により当社が受けた損失の返還を網屋氏に求めることも検討してまいります。

当社は本件について当事者の網屋氏と何度も対話を求めましたが、網屋氏は一方的に対話を拒否し、本件及び本件以外の件についても連絡が取れない状況となっております。網屋氏は、2021 年 2 月 16 日、一方的に代理人を立て、3 月 10 日に本件に関する開示を行った場合、当社の代表取締役のみならず、当社の執行役員、全取締役、全監査役に民事・刑事の責任を追及すると通達してまいりました。また、網屋氏から、当社が本件の内部調査費用を法律事務所に委託する場合、本件債権の回収に協力しない、

訂正前：

訂正後：

かつ現代表取締役に対して株主代表訴訟を提起する旨のメールがアンセム社長宛に送られてきました。当社は、こうした網屋氏による通報やメールに屈せず、今期中に本件の解決を図ろうとしております。

当社の代表取締役のアンセム社長は、本件に自分も責任があると認識し、任期内に本件を是正し、コーポレート・ガバナンスを強化し、次の経営陣にバトンタッチをしたいと考えております。上記の T7

を取り巻く一連の実態が確認できていない取引や不正行為・不祥事が発覚した場合、速やかに調査を行い、調査結果を一定範囲で当局に通知・利害関係者（ステークホルダー）に開示して説明する義務があると認識しております。

株主の皆様や、その他の利害関係者（ステークホルダー）の利益を最大化するために、今後当社の不祥事の再発防止と長期的な企業価値向上を目的として、適時開示義務のない事項であっても株主の投資等の判断に影響を与える事項について、隠蔽せず、積極的に開示し、当社の透明性を確保するために株主などの利害関係者への説明責任を積極的に果たしてまいりたい所存です。

（注） 1

株式会社ビートレーディング

（旧株式会社 BISS ホールディングス）

代表取締役会長 鈴木 秀典

代表取締役社長 佐々木 英世

（注） 2

株式会社トレードセブンに関する事項の沿革

2014年8月1日	株式会社トレードセブン（以下、「T7」という。）設立
2015年10月5日	当社は株式会社エス・エー・コンサルティング（代表：網屋信介氏）（以下、「SAC」という。）と秘密保持契約を締結。
2015年11月18日	当社は網屋信介氏（以下、「網屋氏」という。）を代表取締役として選任するための臨時株主総会を開催することを取締役会で可決。
2015年11月27日	当社は SAC の発行済株式の 100%を取得し、完全子会社とすることを決定した。取得価額は 100 万円。
2015年12月1日	当社は SAC と、SAC の社員を当社に出向させる業務委託契約（月額 540,000 円）を締結。
2015年12月1日	当社は網屋氏と T7 株式取得のための顧問契約（月額 1,330,000 円）を締結した。
2016年1月26日	網屋氏が当社代表取締役社長に就任した。
2016年2月12日	T7 株式一部取得につき、SAC 代表の網屋氏より T7 及び T7 大株主の紹介を受け、独占的交渉開始の基本合意を締結。
2016年3月10日	網屋氏が T7 社の取締役に就任し、A 社に対する質貸付議案を可決。
2016年3月11日	収益性・安全性の高い質屋事業を行う前提として、T7 の 35%の株式を 700 万円で取得（第三者割当増資引受）し当社持分法適用関連会社化。 T7 に対する 7 億円の貸付を実施するために当時の筆頭株主 Sun Hung Kai & Co. Limited（以下、「SHK」という。）から 27,341,079 香港ドル（約 395,625,413 円）の借入を実施。

2016年3月15日	T7 臨時取締役会で株式会社 BISS ホールディングス（以下、「BISS ホールディングス」という。）への貸付を可決。 議事録作成者が BISS ホールディングスから派遣された当時の代表取締役齋藤博行。出席取締役が齋藤博行代表取締役（BISS ホールディングス）、谷口亮取締役（BISS ホールディングス）、網屋信介（当社代表取締役社長）、奥雄一郎監査役（当社内部監査室長）という議事録が残されたが、当社内部監査室長兼 T7 監査役の奥雄一郎氏は出席した覚えがなく、当然ながら決議する押印もなかった。				
2016年3月16日	当社からの貸付金の着金と同時に T7 が事業会社 A 社に対し 7 億円の質貸付（A 社子会社 2 社の株式を担保とし、返済期限を有さない）を実施。				
2016年4月1日	当社は SAC と、SAC の社員を当社に出向させる業務委託契約（月額 1,080,000 円）を締結。				
2016年5月18日	アンセムが網屋氏に対し、これら T7・SAC・BISS ホールディングスに関わる一連の取引は職務上の利益相反に該当し、経営者としての倫理観が甚だしく欠如していることを強く指摘。				
2016年5月26日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>訂正前：</td> </tr> <tr> <td style="background-color: black; height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td>訂正後：</td> </tr> <tr> <td>網屋氏が T7 取締役を辞任。</td> </tr> </table>	訂正前：		訂正後：	網屋氏が T7 取締役を辞任。
訂正前：					
訂正後：					
網屋氏が T7 取締役を辞任。					
2016年5月26日	網屋氏の指示により、アンセム ウォン氏が T7 取締役に就任。				
2016年6月28日	網屋氏の指示により、SAC 出身の高瀬尚彦氏（以下、「高瀬氏」という。）が当社取締役就任。				
2016年12月23日	網屋氏の指示により、T7 の当社グループ外からの借入金を返済するために借換資金として SHK から 1 億円相当の香港ドルの借入を行い、T7 に対して 1 億円の貸付を実施。				
2017年2月17日	網屋氏の指示により、当社は SAC の全株式を有限会社フォーティ（代表：四禮正明氏（網屋信介氏の親族））に譲渡する。譲渡価格は 100 万円。				
2017年3月24日	網屋氏の指示により、T7 は、A 社に追加的に 2 億円の質貸付を行うために、当社から追加的に 2 億円を借り入れた。				
2017年3月29日	網屋氏の指示により、当社は、T7 に対して、2 億円の短期資金の貸付を実施。				
2017年3月30日	網屋氏の指示により、T7 から A 社に対して、2 億円の質貸付を実施。 これにより、A 社に対する質貸付残高は 11 億円となった。				
2017年3月31日	網屋氏の指示により、T7 の 74%（3000 万円）の株式を取得（第三者割当増資引受）し子会社化。				
2017年4月3日	網屋氏の指示により、SAC 出身の高瀬氏が T7 代表取締役に就任。				

2017年11月30日	網屋氏の指示により、T7の100%（1300万円）の株式を取得（株式譲受）し完全子会社化。
2018年4月27日	網屋氏の指示により、T7古物買取専門店「BRAND PIT」銀座本店開店。
2019年3月14日	網屋氏の指示により、当社子会社アジアビジネスファイナンス株式会社（以下、「ABF」という。）の前身株式会社DKインコーポレーテッド設立。SAC出身の高瀬氏が代表取締役就任。
2020年9月28日	網屋氏の指示により、SAC出身の高瀬氏が当社取締役退任。
2020年10月29日	網屋氏の指示により、SAC出身の高瀬氏がT7取締役退任。 網屋氏がT7代表取締役会長に就任。
2020年10月30日	網屋氏の指示により、ABFがT7質貸付債権7億円について、7億円をA社に対して債権担保融資としてリファイナンスを実施し、T7は当該7億円の質貸付を回収。
2020年11月1日	網屋氏の指示により、SAC出身の高瀬氏がABF取締役辞任。網屋氏がABF代表取締役会長就任。
2020年11月1日	網屋氏の指示により、当社はT7の事業売却の検討を開始。 これに伴いT7古物買取専門店「BRAND PIT」銀座本店閉店。
2020年11月16日	網屋氏が当社の取締役会に辞任届を提出。取締役会は不受理。
2020年11月24日	網屋氏は当社代表取締役社長を辞任し、代表権のない当社取締役となる。網屋氏は当社取締役となった後も代表取締役時代の役員報酬を維持することを条件に、本債権の回収を取締役退任時期までに実現することを約束。
2020年11月27日	網屋氏がT7代表取締役会長を退任。 網屋氏がABF代表取締役会長を辞任。
2021年1月10日	網屋氏は「本債権回収が厳しい」と社内に宣言。
2021年1月31日	網屋氏が約束を破り本債権を回収せず、健康上の問題を理由にし、当社取締役を辞任。 本債権の売却・償還のみを担当する当社の非常勤相談役に就任。
2021年2月1日	網屋氏がBTと取引関係のある他社の顧問に就任。
2021年2月2日	網屋氏は本債権との関係性を否認し、架空取引を含む本債権債務者との関係について債務者の税理士に聞くべきと主張。債務者の税理士から納得できる回答がなかった。
2021年2月5日	網屋氏は「本債権に関する当社内部調査費用として弁護士報酬が高んだら」当社代表取締役に対して株主代表訴訟を起こすと主張。
2021年2月15日	本件を現取締役会・監査役会に報告するとともに、T7の質屋事業・古物買取販売事業からの撤退の決定を開示。
2021年2月15日	網屋氏代理人（桃尾・松尾・難波法律事務所）から本件代理の通達。
2021年2月23日	網屋氏代理人から、本件以外のことも含め網屋氏宛に一切連絡しないよう通達。

2021年3月2日	当社の監査法人に本件を報告。
-----------	----------------

(注) 3

実態を確認できていない T7 に係る取引

2015年4月1日	月額 100,000 円 (税抜) 12 ヶ月 業務委託契約 / T7-BISS ホールディングス
2016年3月20日	月額 972,000 円 (税抜) 36 ヶ月 顧問契約 / BISS ホールディングス-SA コンサルティング
2016年3月20日	月額 972,000 円 (税抜) 36 ヶ月 顧問契約 / B トレーディング-SA コンサルティング
2016年4月1日	月額 550,000 円 (税込) 12 ヶ月 業務委託契約 / T7-BISS ホールディングス
2017年3月2日	月額 500,000 円 (税込) 72 ヶ月 (3600 万円を一括前払い) 業務委託契約 / T7-BISS ホールディングス
2017年11月28日	D-LIGHT シリーズ製品(蓄電池) 売買基本契約書 / T7-D-LIGHT
2017年11月28日	D-LIGHT シリーズ製品(蓄電池) 売買基本契約書 / T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ-合同会社アドバイザー
2017年11月28日	99,144,000 円 (税込) T7-D-LIGHT 注文書
2017年11月30日	96,268,824 円 (税込) T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ 請求書
2017年12月29日	99,144,000 円 (税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年1月3日	96,268,824 円 (税込) T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ 請求書
2018年1月29日	96,268,824 円 (税込) T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ 請求書
2018年1月31日	99,144,000 円 (税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年1月29日	96,268,824 円 (税込) T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ 請求書
2018年1月31日	99,144,000 円 (税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年2月26日	96,268,824 円 (税込) T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ 請求書
2018年2月28日	99,144,000 円 (税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年3月28日	96,268,824 円 (税込) T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ 請求書
2018年3月31日	99,144,000 円 (税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年4月23日	96,268,824 円 (税込) T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ 請求書
2018年4月30日	99,144,000 円 (税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年5月25日	96,268,824 円 (税込) T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ 請求書
2018年5月31日	99,144,000 円 (税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年6月25日	96,268,824 円 (税込) T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ 請求書
2018年6月30日	99,144,000 円 (税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年7月1日	D-LIGHT シリーズ製品(蓄電池) 売買基本契約書 / T7-一般社団法人日本中小企業金融サポート機構-合同会社アドバイザー

2018年7月19日	96,268,824円(税込) T7-株式会社インクリーシング・アソシエイツ 請求書
2018年7月31日	99,144,000円(税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年8月27日	96,268,824円(税込) T7-一般社団法人日本中小企業金融サポート機構 請求書
2018年8月31日	99,144,000円(税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年9月20日	96,268,824円(税込) T7-一般社団法人日本中小企業金融サポート機構 請求書
2018年9月28日	99,144,000円(税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年10月22日	96,268,824円(税込) T7-一般社団法人日本中小企業金融サポート機構 請求書
2018年10月31日	99,144,000円(税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年11月28日	96,268,824円(税込) T7-一般社団法人日本中小企業金融サポート機構 請求書
2018年11月30日	99,144,000円(税込) T7-D-LIGHT 注文書
2018年12月20日	96,268,824円(税込) T7-一般社団法人日本中小企業金融サポート機構 請求書
2018年12月28日	99,144,000円(税込) T7-D-LIGHT 注文書
2019年1月29日	96,268,824円(税込) T7-一般社団法人日本中小企業金融サポート機構 請求書
2019年1月31日	99,144,000円(税込) T7-D-LIGHT 注文書
2019年2月28日	98,537,472円(税込) TS Project-株式会社ティーオーツー 請求書
2019年2月28日	102,643,200円(税込) TS Project- D-LIGHT 注文書
2019年3月29日	98,537,472円(税込) TS Project-株式会社ティーオーツー 請求書
2019年3月29日	102,643,200円(税込) TS Project- D-LIGHT 注文書
2019年4月26日	98,537,472円(税込) TS Project-株式会社ティーオーツー 請求書
2019年4月26日	102,643,200円(税込) TS Project- D-LIGHT 注文書

以上